

原駅周辺地区計画参考計画書

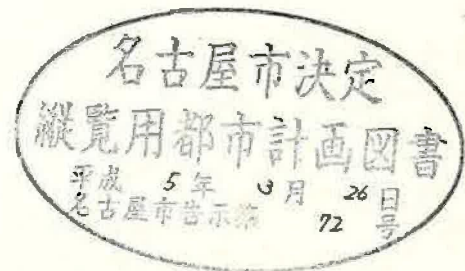
(一部、内容を補足するために補記をいれております。

正式な計画書は本市ウェブサイト別に添付されております「計画書」のデータを参照してください。)

名古屋都市計画地区計画の決定計画書

(原駅周辺地区計画)

(名古屋市決定)



名古屋都市計画地区計画の決定（名古屋市決定）

都市計画原駅周辺地区計画を次のように決定する。

名 称		原駅周辺地区計画
位 置		名古屋市天白区原一丁目及び原二丁目の各一部
面 積		約 6.5ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本区域は、都市高速度鉄道3号線及び市バスターミナル周辺の区域である。また、付近では名古屋環状2号線等の都市基盤整備にあわせ、今後も人口の増加と商業活動の活発化が予想される地区である。 立体的な用途規制により、地区商業の中心地としてふさわしい市街地の形成をめざす。
	土地利用の方針	本区域は、地下鉄駅周辺であり、商業業務施設の集積による土地の高度利用と住宅地における居住環境の保全とを考慮し、住商の調和のとれた土地利用を図る。
	建築物等の整備の方針	今後、発展が予想される地下鉄駅周辺で、魅力ある商業地へと誘導するため、階層による建築物の用途の制限、容積率の最低限度及び壁面の位置の制限を行う。
地区整備計画	建築物等の用途の制限	都市計画道路 3・3・145飯田線、市道平針原30号線又は市道平針原35号線に接する敷地にある建築物のうち、1階部分については、住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供してはならない。
	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度	基準容積率の1/3
	壁面の位置の制限	都市計画道路 3・3・145飯田線、市道平針原30号線又は市道平針原35号線に接する敷地にある建築物のうち、1階部分においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は50センチメートル以上とする。 ※
備 考		基準容積率とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第1項から第3項までの規定による建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。

「区域は計画図表示のとおり」

※ 当該壁面の位置の制限について、以下の通り補記します。

「道路境界線」

→ 「道路境界線（都市計画道路3・3・145飯田線、市道平針原30号線、市道平針原35号線に限る）」

理 由

地区計画を定めることにより、建築物の秩序化を通して、商業施設の立地を誘導し、
地区中心地にふさわしい商業地の形成を図る。